

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
「建設コンサルタント選定委員会」設置について

目次

1. 設置目的	2
2. 選定委員会の構成	2
3. 審議事項	2
4. 小委員会の設置及び運営	2
5. 選定委員会の運営	2

学校法人沖縄科学技術大学学院大学学園
「建設コンサルタント選定委員会」設置について

平成23年11月22日副学長（財務・人事担当）決定

1. 設置目的

建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2. 選定委員会の構成

- (1) 選定委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副学長（施設管理担当）
委員 キャンパス建設セクションリーダー
施設管理セクションリーダー
調達セクションリーダー¹
キャンパス建設セクション調査役

- (2) 選定委員会は、必要があると認めるときは、上記委員以外の者を委員に含めることができるものとする。

3. 審議事項

選定委員会においては、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公募型、簡易公募型及び標準型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
- (2) 技術提案書の提出を求める者の選定
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
- (4) 技術提案書の特定

4. 小委員会の設置及び運営

- (1) 建設コンサルタント選定委員会を円滑に運営するため、必要に応じて、審議事項の素案を作成するための小委員会を設置することが出来るものとする。
- (2) 小委員会の委員長はキャンパス建設セクションリーダーとする。
- (3) 小委員会は委員長のほか学識経験者等で構成する。
- (4) 小委員会の事務はキャンパス建設セクションにおいて処理する。

5. 選定委員会の運営

- (1) 選定委員会は、委員長が招集する。
- (2) 選定委員会の事務は、キャンパス建設セクションにおいて処理する。